

とやま温暖化ストップ計画（素案）に対する意見募集の結果等について

1 県民・団体・市町村からの意見募集結果

(1) 意見の募集期間

- ①個人（パブリックコメント） 平成 31 年 2 月 22 日（金）～ 3 月 15 日（金）
- ②団体 同上
- ③市町村 同上

(2) 募集方法

【計画素案の公表場所】

- ①個人 富山県ホームページ、
県庁県民サロン、県情報公開総合窓口、
各地方相談窓口（高岡、魚津、砺波）、県立図書館、
県環境政策課
- ②団体 同上
(環境とやま県民会議の構成団体へパブリックコメントの実施を案内)
- ③市町村 (各市町村の環境保全担当課へ計画素案を送付)

【意見の提出方法】

- ①個人 郵送、ファクシミリ、電子メール、県庁窓口への提出
- ②団体 同上
- ③市町村 郵送、ファクシミリ、電子メール

(3) 意見提出数

- ①個人 意見提出数：1 個人、意見数：5 件
- ②団体 意見提出数：なし
- ③市町村 意見提出数：2 市、意見数：3 件

(4) 意見の概要とそれに対する考え方(案)

別紙 1、2 のとおり

とやま温暖化ストップ計画（素案）に対する意見等の概要と考え方（案）

No.	頁	意見等の概要	意見に対する考え方（案）
1	7	<p>第1章 計画の基本的事項</p> <p>3 計画の位置付け</p> <p>（図1-9 本計画の位置付け）</p> <p>県として、新県庁エコプランに基づき、率先して省エネ等の温室効果ガス削減対策に取り組むとともに、職員に対しても、公用車で長時間待機におけるアイドリングストップなど身近な地球温暖化防止活動に努めるよう周知徹底されることを期待する。</p>	<p>ご意見のとおり、県では、新県庁エコプランに基づき、電気や紙、公用車の燃料使用量の削減など省資源・省エネルギーのための率先取組を推進しております。</p> <p>この取組については「第4章 温室効果ガス排出削減に向けた対策・施策」の「2 具体的な施策」の「(1)省エネルギーの推進」「ウ 民生業務部門」で「県の優先的取組」として掲げており、今後も引き続き推進してまいります。</p> <p>なお、例示されているアイドリングストップについても、昨年、庁内各所属及び各出先機関に周知したところですが、引き続き公用車使用時の取組の徹底を図ってまいります。</p>
2	44	<p>第5章 気候変動がもたらす影響と適応策</p> <p>2 適応策の体系と内容</p> <p>自然災害分野の4項目目において、「実践的」とすべきところ、「実践積」になっている。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
3	44	<p>第5章 気候変動がもたらす影響と適応策</p> <p>2 適応策の体系と内容</p> <p>「県民生活」分野において、地球温暖化防止に関する普及啓発として、県民ライフスタイルの改善を推進し、県民活動による打ち水の実施、緑のカーテンの普及推進、省エネルギー製品の導入促進、夏季の軽装推進、自動車の効率的利用を図り、エコドライブの推進を普及啓発することを期待する。</p>	<p>地球温暖化防止のための温室効果ガス削減を主旨とした情報提供・普及啓発については、「第4章 温室効果ガス排出削減に向けた対策・施策」の「2 具体的な施策」の「(6) 分野横断的施策の推進」の「普及啓発の推進」に掲げており、今後も引き続き推進してまいります。</p> <p>なお、適応策として捉えることができるものについては、気候変動と適応に関する情報の普及啓発の対象としても検討いたします。</p>

No.	頁	意見等の概要	意見に対する考え方（案）
4	46	<p>第6章 計画の推進と進捗管理</p> <p>2 計画の推進体制</p> <p>(1) 富山県地球温暖化防止活動推進センター等との協働</p> <p>県地球温暖化防止活動推進センターは、国内外の地球温暖化防止に関する情報をより充実したものとし、地球温暖化防止活動推進員の研修講座などで活用されたい。また、研修講座についても、年間計画、必須および選択講座を明確にし、欠席者に補講を実施するなどの配慮を願いたい。</p> <p>上記のような堅実な取組による推進員のレベルアップを通じ、県民全体の地球温暖化防止意識をこれまで以上に啓発していくことを期待する。</p> <p>また、富山県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員に加え、地球温暖化防止コミュニケーターを追記されることを提案する。広報、啓発、県民、事業者への情報提供について、速報性・正確性の向上に努めてもらいたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、国際動向など地球温暖化防止に関する幅広い情報の提供と地球温暖化防止コミュニケーターなどの主体との協力が含まれていることを示すため、以下のとおり修正いたします。</p> <p>第4章 温室効果ガス削減に向けた対策・施策</p> <p>2 具体的な施策</p> <p>(6) 分野横断的な施策</p> <p>「環境教育・環境学習の推進」の項</p> <p>「◇地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員等と連携し、<u>国際的な動向等地球温暖化防止に関する幅広い情報提供に努め、県民への普及啓発を推進します。</u>」</p> <p>第6章 計画の推進と進捗管理</p> <p>2 計画の推進体制</p> <p>(1) 富山県地球温暖化防止活動推進センター等との協働</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき指定した「富山県地球温暖化防止活動推進センター」及び「地球温暖化防止活動推進員」等と連携し、地球温暖化の現状やその防止対策、気候変動影響への適応の重要性などについての広報・啓発、県民、事業者等への情報提供等を実施します。</p> <p>また、個別の施策の内容に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	54	<p>用語集</p> <p>「SDGs」の説明を追加したほうが分かりやすい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追加いたします。</p>

とやま温暖化ストップ計画（素案）に対する市町村の意見等の概要と考え方（案）

No.	頁	意見等の概要	意見に対する考え方（案）
1	2	第 1 章 計画の基本的事項 1 計画策定の背景 (2) 国際的な動向 下から 3 行目「2016 年 11 月から発効 しました。」となっており、脱字がある。	ご指摘を受け、修正いたします。
2	37	第 4 章 温室効果ガス削減に向けた対策・ 施策 2 具体的な施策 現在、環境省にて、環境教育等促進法 の一部を改正する省令案が公表され、 「体験の機会の場認定制度」の要件緩和 を行う予定とされており、同制度の推進 についても検討してはどうか。	<p>「体験の機会の場認定制度」については、環 境教育等促進法に基づく県計画である「富山県 環境教育等行動計画」において、環境教育の場 や機会の提供における具体的な取組の一つと して掲げていることから、当該計画に基づく施 策として、「第 4 章 温室効果ガス排出削減に向 けた対策・施策」の「2 具体的な施策」に以 下のとおり追記します。</p> <p>第 4 章 温室効果ガス削減に向けた対策・施策 2 具体的な施策 (6) 分野横断的な施策 「環境教育・環境学習の推進」の項 「<u>◇富山県環境教育等行動計画に基づき、環 境教育に主体的に参画する人づくりと取組 が広がる仕組みづくりを推進します。</u>」</p>
3	-	住宅や公共施設への太陽光発電の導入 促進等について、市町村や市民の方への支 援や利用しやすい制度の導入を検討いた だくよう要望する。	<p>県では、地球温暖化対策として省エネルギー の推進や再生可能エネルギーの導入促進を図 るため、個人住宅の断熱改修や高効率給湯器の 設置等への融資や中小企業に対し、高効率ボイ ラー等の省エネルギー設備や再生可能エネル ギーを利用した発電設備の導入費用に対する 融資等の支援を行っております。</p> <p>また、国においても、住宅の ZEH(ネット・ゼ ロ・エネルギー・ハウス)化や建築物の ZEB(ネ ット・ゼロ・エネルギー・ビル)化、公共施設 への再生可能エネルギーの導入等に対する補 助事業などの支援を行っており、今後も分かり やすい情報提供に努めてまいります。</p>